

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の実施延期を求める意見書

長年、デフレが続く我が国において、新型コロナウイルスは経済にさらなる打撃を与える、その回復の見通しが立たない中、コストパッシュによる物価上昇も加わり、地域経済は一層疲弊している。こうした状況下で、令和5年10月から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始される予定である。

適格請求書（インボイス）を発行するためには、営業収入が少なくとも課税事業者になる必要があり、消費税納税の義務が発生する。また、課税事業者が消費税の仕入税額控除を受けるためにはインボイスが必要となるため、免税事業者は取引から除外される可能性がある。個人事業主、フリーランス、一人親方、個人タクシー運転手、小規模農家、シルバー人材センターの仕事をする高齢者など、広範な事業者に影響が及ぶことになる。

一方で現在、課税事業者であっても、シルバー人材センターのように支払先の多くが免税事業者であり、その支払先がインボイスを登録しない場合、仕入税額控除ができず、多額の税負担が発生する恐れがある。また、多くの中小企業団体や税理士団体も「凍結」「延期」「見直し」の表明や、現状のままでの実施に懸念の声をあげている。

中小零細事業者にとって消費税は現在、価格に転嫁することが困難な状況にある。この状況下では、インボイス制度導入を契機とした廃業の増加や成長意欲の低下を招く等、地域経済の衰退に拍車をかける恐れがある。加えて制度の周知が不十分であるため、このまま実施されれば、多くの混乱を招くことも予想される。

多くの事業者は新型コロナ危機の下、事業継続に懸命に取り組んでおり、インボイス制度への登録、経理変更準備に取りかかるのは難しい状況にある。

よって、杉並区議会は、国に対し、中小零細事業者の事業存続と再生、ひいては日本経済振興のために、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の実施を延期することを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和5年6月19日

杉並区議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣總理大臣
總務大臣
財務大臣
経済産業大臣

令和5年第2回定例会 講演等の審議結果（議員別）

(会派・議席番号順)

*議長:表決に加われないため、空欄になっています。